

吉野町自然との共生エリア整備支援事業実施要領

(目的)

第1条 吉野町自然との共生エリア整備支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）に基づく補助事業の実施については、交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(実施方法)

第2条 補助金の交付を受けようとする団体は、別紙1に定める実施方法に基づき事業を実施するものとする。

(事業計画書)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付要綱第5条に規定する補助金の交付の申請の前に、3箇年（初めて補助金の交付を受けようとする年度から2年を経過する日が属する年度まで）の事業計画に基づく次に掲げる書類を提出しなければならない。また、事業計画の作成に関しては第2条に規定する別紙1に基づくものとする。

- (1) 吉野町自然との共生エリア整備支援事業事業計画書（第1号様式）
- (2) 吉野町自然との共生エリア整備支援事業事業費内訳書（第2号様式）
- (3) 森林所有者の協定書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の書類を受理したときは、申請書等を審査し、現地確認の結果、適当と認められるときは、事業採択の適否について事業計画書の提出のあった団体に通知する。

(事業計画内容の変更)

第4条 前条第2項により事業採択の通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする、または受けた団体が、事業計画書の内容を変更するときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 吉野町自然との共生エリア整備支援事業事業計画変更届（第3号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項に関わらず、本町と協議を行った結果、軽微な変更として取り扱うときは、前項に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

3 町長は本条第1項に掲げる書類を受理したときは、書類を審査し、必要に応じて現地確認を行い、適当と認められるときは、事業採択の適否について事業計画書の提出のあった団体に通知する。

(対象となる森林)

第5条 森林法第5条に定める森林とする。ただし、それらの森林に隣接し、現況が山林と認められる場合はその限りではない。

2 前項に定める森林であり、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 原則1ヘクタール以上の森林であること

(2) 森林区域が複数となり、それぞれが隣接していない場合は、原則、同一流域内（別図参照）において、それぞれの森林区域の面積を加算して得た値が本条第2項(1)以上であること。別図により流域の判断が出来ない場合は図上で同一集水域（尾根により判断するものとする）内に存するものと判断出来る場合は対象森林に含めることができる。なお、森林区域の最小単位は原則0.2ヘクタールとする。

(3) 対象面積は現地における実測、または縮尺の明らかな図面を用いて算定されていること。

(4) 生活基盤に隣接していること。生活基盤とは、道路、宅地、農地、ため池、境内地等を指し、隣接とは、林縁部のことを指し、対象地の判断は事業の性質を鑑み現地調査の上決定する。

(5) 事業地に接続するための道路・里道・森林作業道に関して、一体的に整備する必要がある場合は、土地所有者もしくは管理者の同意を得ていること。

(6) 3箇年以上の森林整備の権利を取得していること。ただし、(5)の整備に関してはその限りではない。

(7) 事業完了後、森林等として5箇年を目安に管理を行うこと。開発行為等

があった場合は交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (8) 各種法令に基づく許認可・届出等の手続きが完了している、または完了の見込みがあること。申請中の場合は第3条第1項の(1)に定める吉野町自然との共生エリア整備支援事業事業計画書にその旨を記載すること。

(交付の申請)

第6条 第3条第2項による事業採択の通知ならびに第4条第3項による事業計画変更承認の通知を受け、補助金の交付を受けようとする団体は交付要綱第5条に基づき交付の申請をしなければならない。

- 2 事業対象者が補助金の交付を申請できる事業は年間1事業に限る。
- 3 1事業に対する補助金の交付の申請は3箇年（初めて補助金の交付の申請を行った年度から2年を経過する日が属する年度まで）を限度として可能とする。
- 4 本補助金の交付を受けた団体が、当該事業地において3箇年以上（補助事業等に着手した日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）適切に活動を継続したことが確認できた場合、新たな事業地について補助金の交付の申請を行うことができる。

(補助対象経費の算定)

第7条 補助金の交付率は、次に掲げる表中の補助対象事業ごとに定めるとおりとする。

補助対象事業	補助金の交付率
1 自然との共生のための森林整備	経費の100分の100以内の額
2 自然との共生のための森林整備以外の活動	
3 1・2の補助活動	
4 資機材の整備	経費の100分の50以内の額

- 2 補助の対象外となる経費は次に掲げるものとする。

- (1) 特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的

とした事業にかかる経費

(2) 飲食費

(3) 本事業の趣旨に合わない経費

(事業効果の検証)

第8条 町は、事業効果の検証をするために事業地において各種データの収集
および分析を行うものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。